

令和2年12月25日

公益財団法人 建築技術教育普及センター

令和2年一級建築士試験「設計製図の試験」 標準解答例の公表について

令和2年10月11日(日)に実施された標記試験の標準解答例（合格水準の標準的な解答例をいう。）を下記のとおり公表します。

一級建築士試験は、建築士法第13条及び第15条の2の規定に基づいて、国土交通大臣の指定試験機関である当センター（理事長 井上 勝徳）が実施しています。

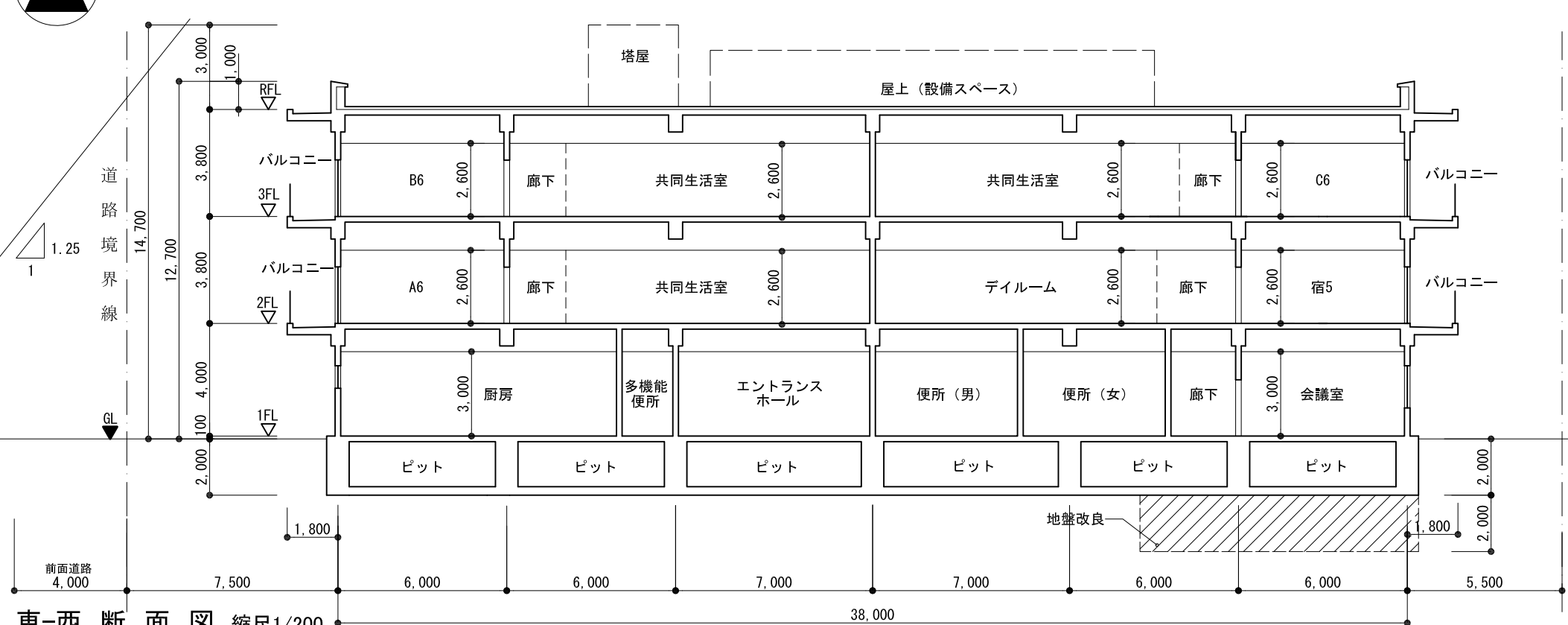
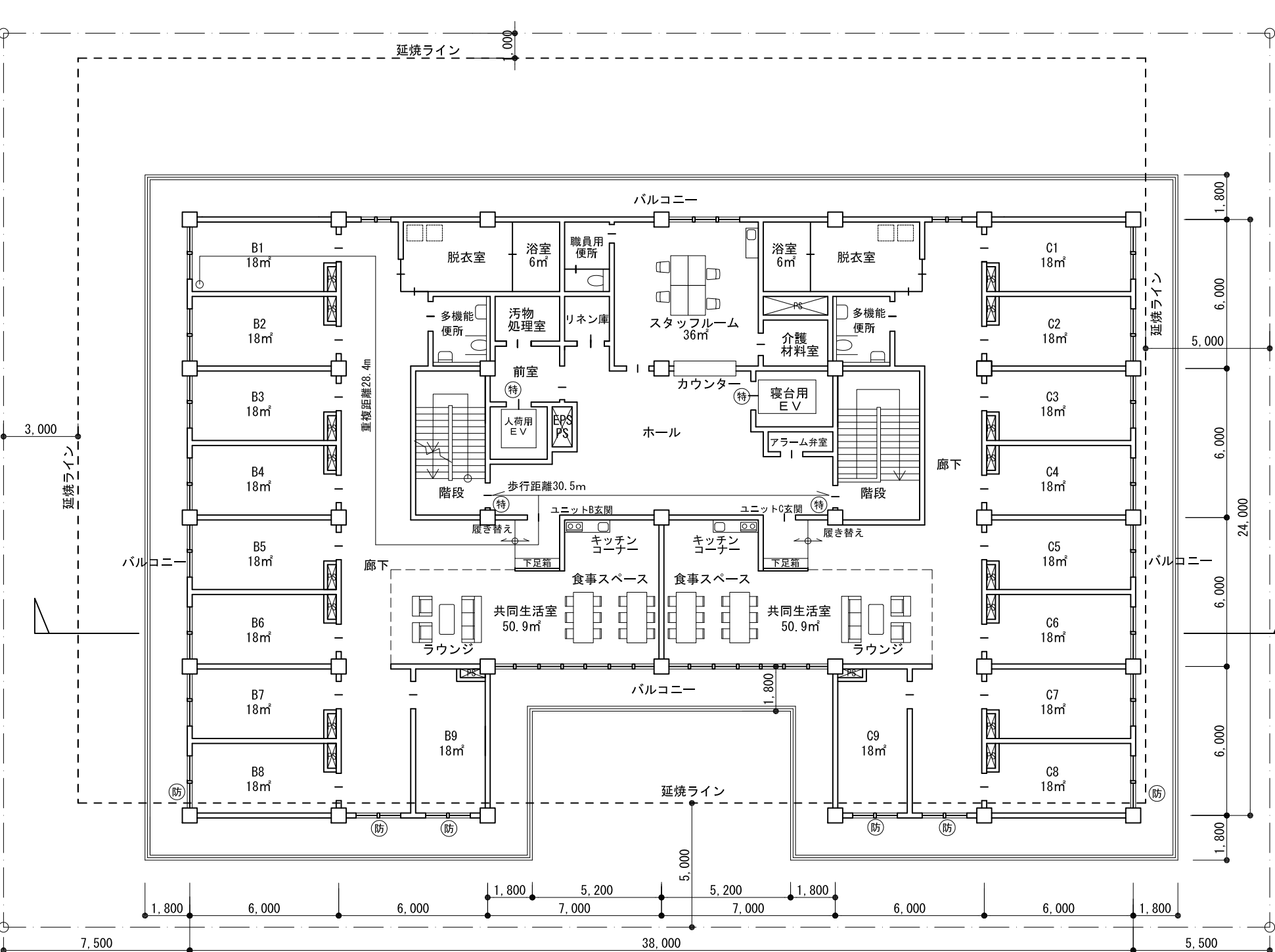
記

1. 標準解答例は、試験の透明性を高めるとともに、建築士を志す者に対して、習得すべき知識及び技能（一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総合的な知識及び技能」をいう。）の目安を示す資料として、当センターに設置された試験委員会で作成されたものです。なお、設計条件のうち今回の試験において不十分な答案が多かった「延焼のおそれのある部分」、「防火区画」等に関する一つの考え方をこの標準解答例に示していますので参考として下さい。

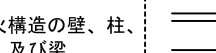
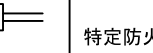
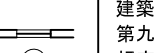
この標準解答例は、当センター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、インターネット上の当センターのホームページ（URL <https://www.jaeic.or.jp/>）にも掲載します。なお、標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。

2. 計画の要点等については、公表することにより、解答パターンが定型化するなど、適正な試験実施に影響を及ぼすことが想定されることから、公表しておりません。
3. この標準解答例を転載・複製等する場合は、当センターの許諾を得て下さい。
4. この標準解答例に対する質問・問合せについては、一切お答えいたしません。

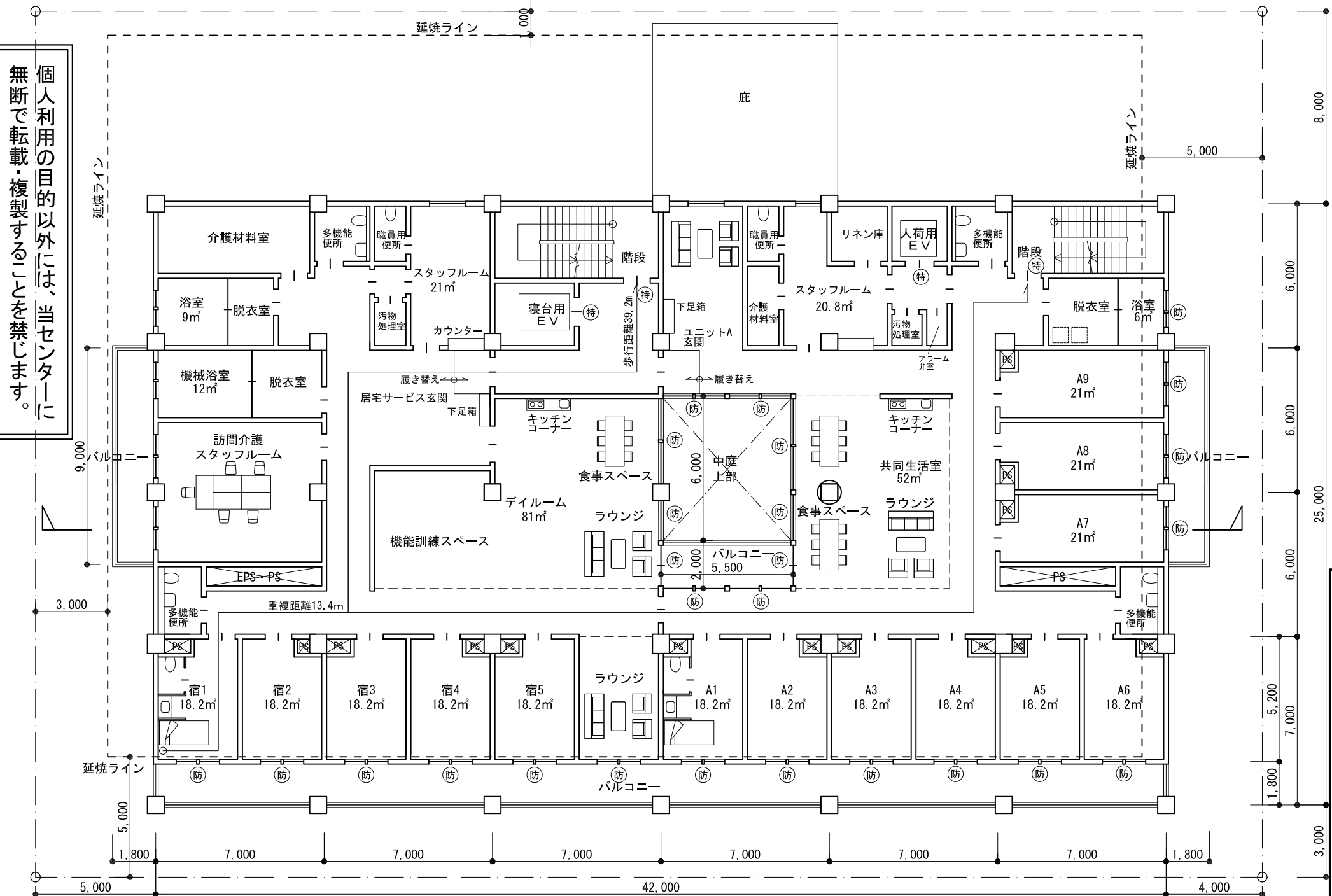
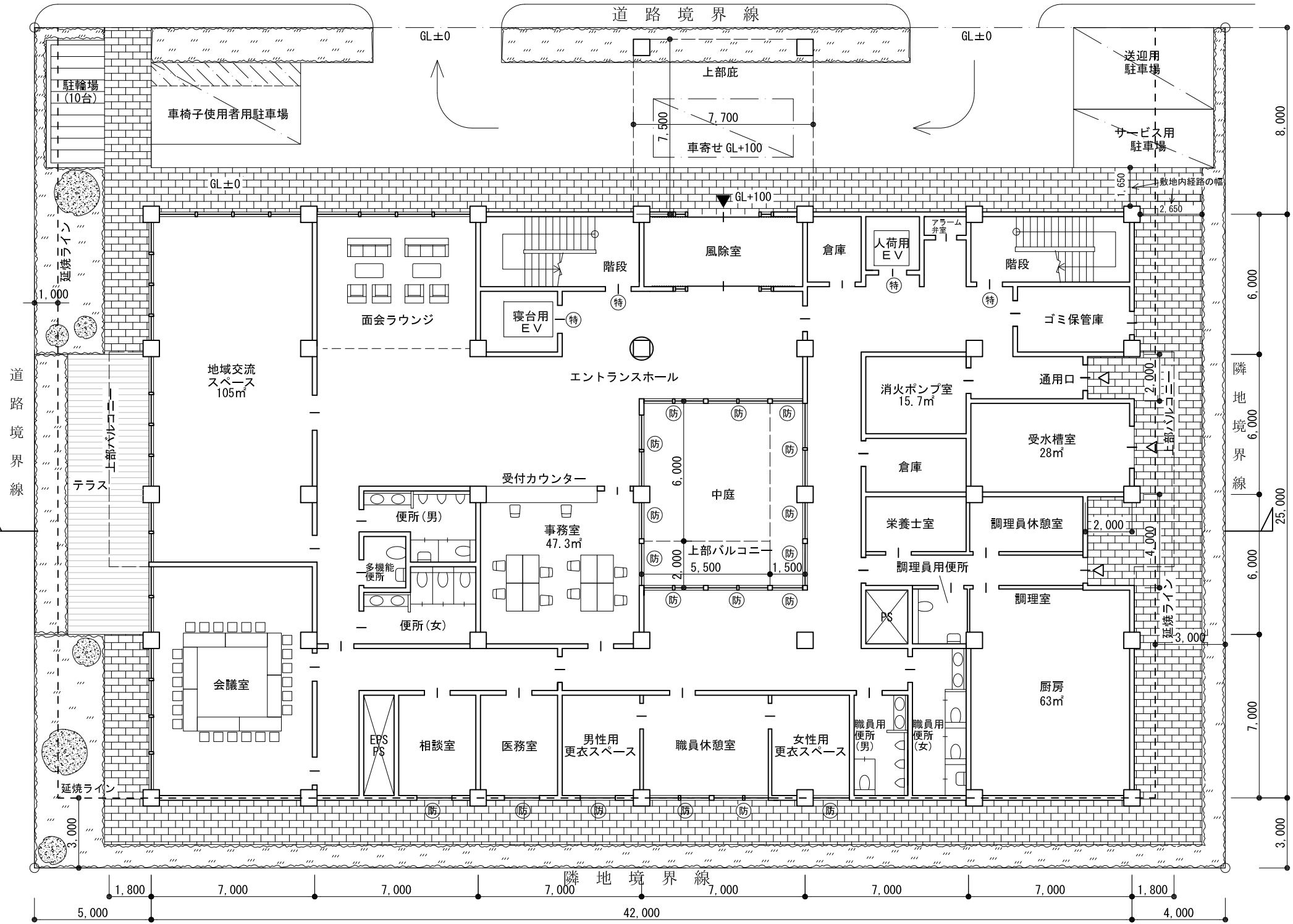
3階平面図 縮尺1/200



東-西断面図 縮尺1/200

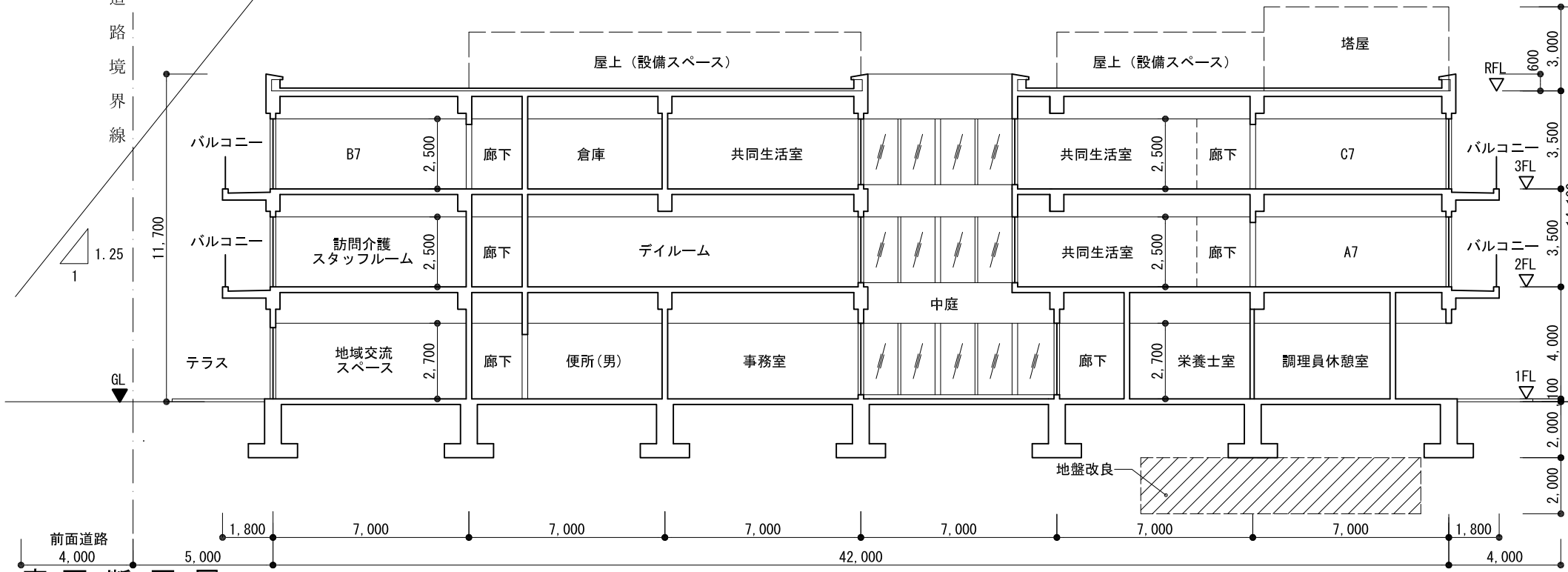
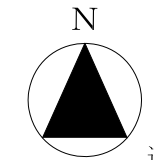
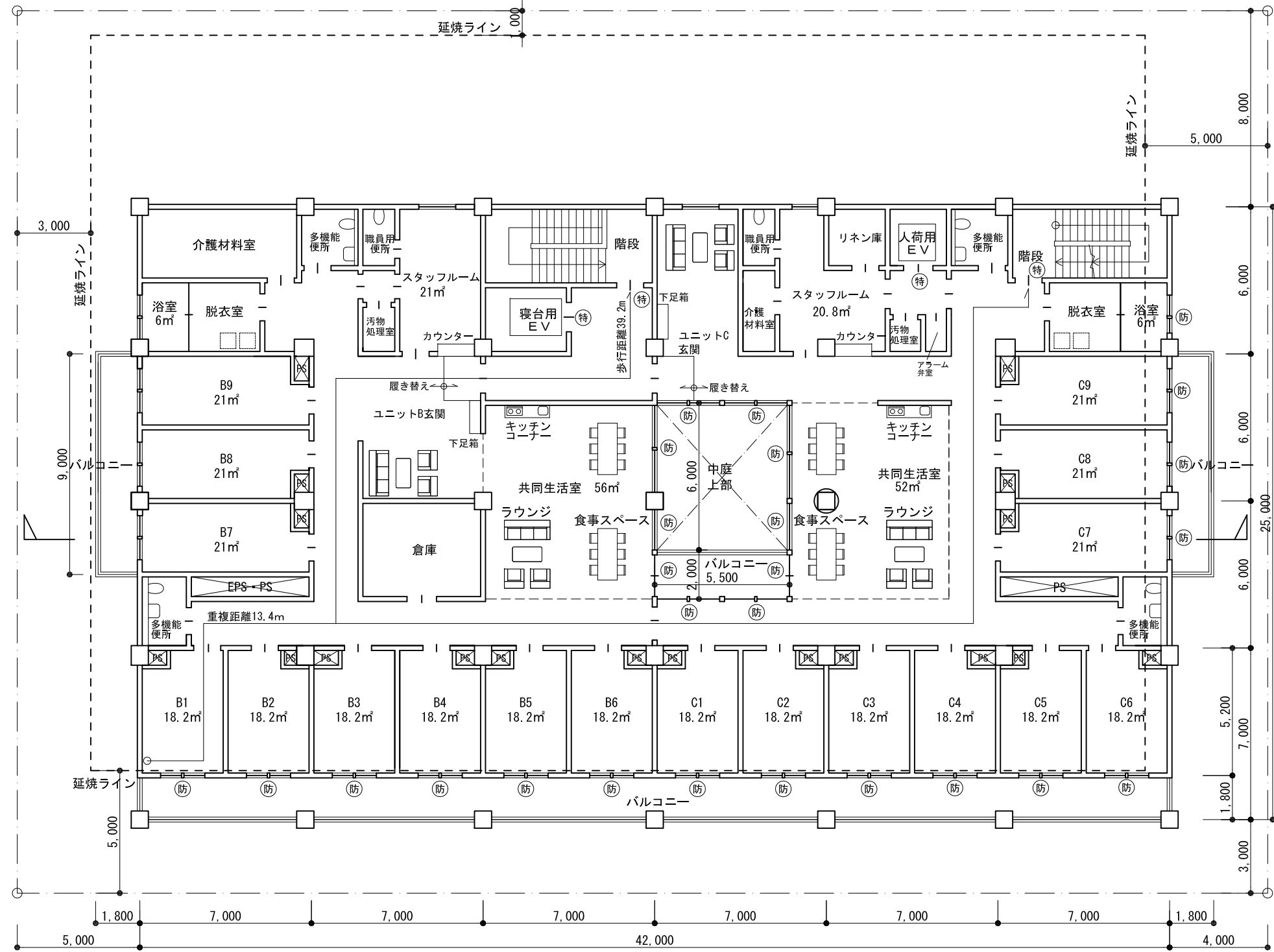
※ 以下は設計条件のうち、法令に関する内容の一部を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。 【延焼のおそれのある部分】 建築基準法第2条第6号の規定により、建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の存在について、隣地境界線又は道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離を記入し、延焼ラインを破線で図示することを確認を行った。この計画では、「延焼のおそれのある部分」に該当する建築物南面2階・3階の開口部（一部の東西の開口部を含む。）を防火設備とした。 【防火区画】 建築基準法施行令第112条第10項の壁穴区画（階段、昇降路）部分には所定の防火設備を設置する必要がある。この計画では、階ごとに面積区画を行い、高い安全性を確保するため、壁穴区画を必要防火設備で区画した。 【道路高さ制限】 本課題の敷地は、第一種住居地域で、斜線勾配は1.25、容積率200％である。建築基準法第56条第1項 第一号、第2項、別表第3の規定により、「前面道路の反対側の境界線から計画建築物の後述距離に相当する距離だけ外側の線」から水平距離20m以下の範囲内において道路高さ制限の確認を行った。 【直通階段に至る経路等】 建築基準法施行令第120条第1項及び第2項並びに第121条第3項の規定により2の直通階段を設け、居室の最も遠い位置から2の直通階段に至る歩行経路を図示し、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さの確認を行った。 【建築物移動等円滑化基準】 バリアフリー法施行令第14条の規定を踏まえ、この計画では、地域交流スペースなど不特定かつ多数の者が利用する施設を有する1階の共用・管理部門にも、多機能便所を計画した。		凡例 耐火構造の壁、柱、床、及び梁  特定防火設備  建築基準法第2条第9号の二に規定する防火設備 
面積表（算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第1位までとし、第2位以下は切り捨てて。）		
建築面積	（算定式） $(38+0.8+0.8) \times (24+0.8+0.8) + 7.7 \times (7-0.8) = 1,061.5$ 車寄せ	建築面積 1,061.5 （建築面積上限 1,468.8㎡以下） ㎡
床面積	（算定式） $38 \times 24 - 14 \times 6 = 828.0$ テラス上部	床面積の合計 2,568.0 （設計条件 2,400～3,000㎡） ㎡
	（算定式） $38 \times 24 - 14 \times 6 = 828.0$ テラス	標準解答例① （この標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。）
	（算定式） $38 \times 24 = 912.0$	

1階平面図・配置図 縮尺1/200



2階平面図 縮尺1/200

3階平面図 縮尺1/200



東-西断面図 縮尺1/200

* 以下は設計条件のうち、法令に関する内容の一部を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。		凡例	耐火構造の壁、柱、床、及び梁	特定防火設備	建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備
【延焼のおそれのある部分】 建築基準法第2条第六号の規定により、建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の存在について、隣地境界線又は道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離を記入し、延焼ラインを破線で図示することで確認を行った。この計画では、「延焼のおそれのある部分」に該当する建築物南面各階及び東面2階・3階の開口部を防火設備とした。		面積表	(算定式)	建築面積	
【防火区画】 建築基準法施行令第112条第10項の防火区画(階段、昇降路)部分には所定の防火設備を設置する必要がある。この計画では、階ごとに面積区画を行い、高い安全性を確保するため、防火区画を特定防火設備で区画した。		建築面積	$42 \times 25 + 0.8 \times (9.0 + 9.0) + 7.7 \times 7.5 - 5.5 \times 6.0 = 1,089.1$	1,089.1	
【道路高さ制限】 本課題の敷地は、第一種住居地域で、斜線勾配は1.25、容積率200%である。建築基準法第56条第1項第一号、第2項、別表第3の規定により、「前面道路の反対側の境界線から計画建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線」から水平距離20m以下の範囲内において道路高さ制限の確認を行った。		3階	$42 \times (25 - 1.8) - 5.5 \times 8 = 930.4$	床面積の合計	
【直通階段に至る経路等】 建築基準法施行令第120条第1項及び第2項並びに第121条第3項の規定により、2の直通階段を設け、居室の最も近い位置から2の直通階段に至る步行経路を図示し、その一に至る步行距離及び重複区間の長さの確認を行った。		2階	$42 \times (25 - 1.8) - 5.5 \times 8 = 930.4$	2,842.8	
【建築物移動等円滑化基準】 バリアフリー法施行令第14条の規定を踏まえ、この計画では、地域交流スペースなど不特定かつ多数の者が利用する施設を有する1階の共用管・理部門にも多機能便所を計画した。		1階	$42 \times 25 - 7 \times 8 - 2 \times 2 - 2 \times 4 = 982.0$	標準解答例②	
				(この標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。)	